第三十四号の二様式の表、第三十四号の二の二様式の表及び第三十四号の二の六様式の表中「審議印」を「審議」に改め、㊞を削る。

第三十四号の五様式の表及び第三十四号の六様式から第三十四号の十二様式までの様式中㊞を削る。

第四十四号様式の表中「審議印」を「審議」に改め、㊞を削り、同様式記載要領４中「記名押印」を「記名」に改める。

第四十九号様式から第五十一号の二様式までの様式中㊞を削る。

第五十五号の五様式及び第五十五号の六様式中

印	を

に改める。

（地方税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式の表及び別記第二号様式の表中㊞を削り、「署名・押印」を「署名」に改める。

第三条　地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和二年総務省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

本則の表改正前欄の地方税法施行規則第三条の二第一項中「並びに」を「並びに」に改め、同欄の地方税法施行規則第三条の二第二項第四号中「第四項第一号」を「第四項第一号」に改め、同欄の地方税法施行規則第三条の二第二項第五号中「第四項第一号及び第十条の二の六第四項第一号」を「第四項第一号及び第十条の二の六第四項第一号」に改め、同欄の地方税法施行規則第三条の二第三項第四号中「次項第二号」を「次項第二号」に改め、同欄の地方税法施行規則第三条の二第三項の次に次のように加える。

［新設］

同欄の地方税法施行規則第三条の二中「４」を「４」に改め、同欄の地方税法施行規則第三条の二第四項中「この項」を「この項」に改め、同欄の地方税法施行規則第三条の二第四項第一号中「第十条の二の六第四項第一号」を「第十条の二の六第四項第一号」に、「第十条の二の六第二項第五号及び第四項第一号」を「第十条の二の六第二項第五号及び第四項第一号」に、「同号」を「同号」に改め、同欄の地方税法施行規則第三条の二に次のように加える。

［新設］

同欄の地方税法施行規則第三条の三の三第一項を次のように改める。

法第五十三条第四十六項の規定により同項の申告（以下この項から第三項までにおいて「特定申告」という。）を行う内国法人は、同条第四十六項に規定する申告書記載事項又は同項に規定する添付書類記載事項を、特定申告を行う内国法人の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）から入力して、特定申告を行わなければならない。

同欄の地方税法施行規則第三条の三の三中「５」を「８」に、「４」を「７」に、「３」を「６」に、「２」を「５」に改め、同欄の地方税法施行規則第三条の三の三第一項の次に次のように加える。

［２・３　同上］

４　法第五十三条第四十六項ただし書に規定する総務省令で定める記録用の媒体は、同項に規定する添付書類記載事項の法第二十六条第一項に規定する電磁的記録を記録した光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクとする。

同欄の地方税法施行規則第六条の次に次のように加える。

（法人の事業税の交付額の算定の特例）

第七条の二の三　［同上］

２　前項の規定は、政令第五十七条の二の七第三項の規定による都における法人の行う事業に対する事業税の交付について準用する。

同欄の地方税法施行規則第十条の二の六第一項中「並びに」を「並びに」に改め、同欄の地方税法施行規則第十条の二の六第二項第四号中「第四項第一号」を「第四項第一号」に改め、同欄の地方税法施行規則第十条の二の六第三項第四号中「次項第二号」を「次項第二号」に改め、同欄の地方税法施行規則第十条の二の六第三項の次に次のように加える。

［新設］

同欄の地方税法施行規則第十条の二の六中「４」を「４」に改め、同欄の地方税法施行規則第十条の二の六第四項中「この項」を「この項」に改め、同欄の地方税法施行規則第十条の二の六に次のように加える。

［新設］

同欄の地方税法施行規則第十条の二の八第一項を次のように改める。

法第三百二十一条の八第四十二項の規定により同項の申告（以下この項から第三項までにおいて「特定申告」という。）を行う内国法人は、同条第四十二項に規定する申告書記載事項又は同項に規定する添付書類記載事項を、特定申告を行う内国法人の使用に係る電子計算機から入力して、特定申告を行わなければならない。

同欄の地方税法施行規則第十条の二の八中「５」を「８」に、「４」を「７」に、「３」を「６」に、「２」を「５」に改め、同欄の地方税法施行規則第十条の二の八第一項の次に次のように加える。

［２・３　同上］

４　法第三百二十一条の八第四十二項ただし書に規定する総務省令で定める記録用の媒体は、同項に規定する添付書類記載事項の法第二百九十八条第一項に規定する電磁的記録を記録した光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクとする。

同欄の地方税法施行規則第二十四条の三十九第一項中「四　法第五十三条第四十項」を「三の二　法第五十三条第四十項」に、「四の二」を「四」に改め、同表改正後欄の地方税法施行規則第一条の七第十六号中「第五十三条第六十二項若しくは第六十五項又は第三百二十一条の八第五十九項若しくは第六十二項」を「第五十三条第七十項若しくは第七十三項又は第三百二十一条の八第六十七項若しくは第七十項」に改め、同欄の地方税法施行規則第一条の九第一号中「控除されなかつた」を「控除されなかつた」に改め、同欄の地方税法施行規則第三条の二第一項中「並びに第九条の七第六項及び第二十八項に」を「第九条の七第六項及び第二十八項並びに第九条の七の二第二項（同条第三項において準用する場合を含む。第一号イ及び第二号において同じ。）に」に改め、同欄の地方税法施行規則第三条の二第一項第一号イ及び第二号中「並びに第九条の七第六項及び第二十八項」を「、第九条の七第六項及び第二十八項並びに第九条の七の二第二項」に改め、同欄の地方税法施行規則第三条の二第二項第四号中「第四項第一号」を「第五項第一号及び第六項第二号」に改め、同欄の地方税法施行規則第三条の二第二項第五号中「第四項第一号及び第十条の二の六第四項第一号」を「以下この条及び第十条の二の六」に改め、同欄の地方税法施行規則第三条の二第三項第四号中「次項第二号」を「第五項第二号」に改め、同欄の地方税法施行規則第三条の二第四項中「こ